

(参考)

自動車検査証への記載事項の改正案

(下線(赤字)): 必ず記載、その他(青字): 省略可能(記載は自由)

<現行>

車の種類	牽引車	トレーラ
記載事項	・ <u>牽引重量</u>	・ <u>牽引車の車名及び型式</u>

問題点： 予め牽引車の車名及び型式を特定しなければならず、レンタル利用が事実上不可能。
牽引車を導入するたびにトレーラの自動車検査証の記載事項を変更する必要がある。

<改正案>

トレーラを牽引する場合

車の種類	牽引車	トレーラ
記載事項 (右のいずれかを選択できる)	・ <u>牽引重量</u> ・ <u>トレーラの車名及び型式</u>	・ <u>牽引車の車名及び型式</u>
	・ <u>牽引重量</u> ・ <u>トレーラの車名及び型式</u>	・ <u>牽引車の車名及び型式</u>

目的： 牽引車導入時にトレーラの検査証の記載事項変更を省略するため、牽引車側で牽引するトレーラの車名及び型式を記載可能とする。

キャンピングトレーラ等を牽引する場合

車の種類	牽引車	キャンピングトレーラ等
記載事項 (右のいずれかを選択できる)	・ <u>牽引可能なキャンピングトレーラ等の重量</u> ・ <u>牽引重量(注)</u> ・ <u>トレーラの車名及び型式</u>	・ <u>牽引車の車名及び型式</u>
	・ <u>牽引可能なキャンピングトレーラ等の重量</u> ・ <u>牽引重量(注)</u> ・ <u>トレーラの車名及び型式</u>	・ <u>牽引車の車名及び型式</u>
	・ <u>牽引可能なキャンピングトレーラ等の重量</u> ・ <u>牽引重量(注)</u> ・ <u>トレーラの車名及び型式</u>	・ <u>牽引車の車名及び型式</u>

注) キャンピングトレーラ等のみを牽引する牽引車に限る

目的： レンタル利用を可能とするため、牽引車に「牽引可能なキャンピングトレーラ等の重量」を記載した場合、予め牽引車の特定及び牽引重量の記載を不要とする。

トレーラの減トンなど従前の取扱いとの整合を図るため、従前と同様に牽引車の特定も可能とする。